

2月17日の首相会見にて、3月1日からの水際措置緩和について発表がありました。

以下のとおり水際措置緩和の概要を御連絡いたしますので、周知に御協力のほどよろしくお願いいたします。

○水際措置緩和の概要

本年3月1日から、水際対策について以下の措置を講じる。

1. 入国者の待機期間等

7日間待機を原則としつつ、3日目検査で陰性が確認された場合、それ以降の待機を不要とする。オミクロン株の指定国については、3日間の施設待機とする。

ワクチン3回目追加接種者については、以下の扱いとする。

- ・ 指定国：検疫施設待機に代えて、自宅等待機とする。
- ・ 非指定国：自宅等待機を免除する。

自宅等待機のための自宅等までの移動（検査後24時間）につき、公共交通機関の使用を可能とする。

2. 外国人の新規入国

外国人新規入国について、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める。

3. 入国者総数の引上げ

入国者総数の上限について、現在の1日3,500人目途を、3月1日から1日5,000人目途に引き上げる。

○お問い合わせ先

- ・ 経済産業省所管業種の申請に関する問い合わせ先

電話：03-3501-1071（受付時間 9:30～18:15）